

日本化薬グループ
サステナブル調達ガイドブック
Ver. 4.0

2024年2月
日本化薬株式会社

目次

1. 日本化薬グループの方針	2
A 日本化薬グループの全社方針	2
A-1. 日本化薬グループの企業ビジョン(KAYAKU spirit)	2
A-2. 日本化薬グループ行動憲章・行動基準	2
A-3. 日本化薬グループ人権方針	6
A-4. 日本化薬グループ贈収賄防止基本方針	9
A-5. 環境・健康・安全と品質に関する宣言	11
B 日本化薬グループ調達方針	12
B-1. 購買理念	12
B-2. 購買基本方針	12
B-3. 責任ある鉱物調達に関する方針	13
2. サステナブル調達ガイドライン	14
第1部 行動規範	14
1 コンプライアンス	14
2 人権と労働	15
3 安全衛生	16
4 環境	17
5 品質・製品の安全性	18
6 情報セキュリティ	18
7 BCP	18
8 情報開示	18
9 社会貢献	19
第2部 管理体制の構築	19
1 マネジメントシステムの構築	19
2 サプライヤーの管理	19
3 苦情処理メカニズムの整備	19
4 取り組み状況の開示	19
参考資料	19
改訂履歴	19

1. 日本化薬グループの方針

A 日本化薬グループの全社方針

A-1. 日本化薬グループの企業ビジョン (KAYAKU spirit)

最良の製品を不断の進歩と良心の結合により社会に提供し続けること

A-2. 日本化薬グループ行動憲章・行動基準

日本化薬グループ行動憲章

事業活動について

1. 日本化薬グループは、製品・サービスの安全性・信頼性に十分に配慮し、お客様との対話と適切な情報提供を通して、お客様の満足を追求した製品・サービスを提供します。
2. 日本化薬グループは、すべての事業活動において、競争法をはじめとする関連法令やその精神ならびに社内規則等を遵守し、公正、透明、自由な競争を行います。また、政治、行政との健全な関係を保ちます。
3. 日本化薬グループは、すべての事業活動において人権を尊重し、性別、年齢、国籍、人種、宗教、障がい等による理由で不当な差別を行いません。
4. 日本化薬グループは、会社の資産を適切に管理・活用し、事業活動の効率化を図り、継続的な発展に努めます。
5. 日本化薬グループは、市民生活や企業活動に脅威を与える反社会的勢力の行動や、テロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、組織的な危機管理を徹底します。

社会との関係について

6. 日本化薬グループは、各国・各地域の文化・宗教・伝統等を尊重し、社会との協調を図り、良き企業市民として社会の発展に貢献します。
7. 日本化薬グループは、事業活動に関する情報を、ステークホルダーに対して客観的事実に基づき適時適切に開示します。また、ステークホルダーと建設的な対話を通じて企業価値の向上を図ります。
8. 日本化薬グループは、持続可能な社会・環境に貢献するため、地球環境への影響を常に考慮し、関連法令等の遵守はもとより自主基準を設定して、自然と調和のとれた事業活動をめざします。

情報の取り扱いについて

9. 日本化薬グループは、事業活動を通じて保有した情報を適切に保護し、情報管理に万全な対策を講じます。また、情報の財産的価値を認識し、他者の知的財産等の権利を尊重します。

会社と個人との関係について

10. 日本化薬グループは、労働関連法令を遵守し、安全で働きやすい職場環境を確保するとともに、個人の基本的人権や多様性、人格、個性を尊重します。

経営トップの役割と本憲章の徹底

11. 日本化薬グループの経営に携わる者は、本憲章の精神の実現が自らの役割と責務であることを認識して経営にあたり、全ての従業員に周知徹底します。また、グループ内外の声を把握し、実効あるグループ内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図ります。本憲章の精神に反するような事態が発生したときは、自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努めます。

日本化薬グループ行動基準

第1章 事業活動についての行動基準

1. 製品の安全性と品質

私たちは、お客様のニーズや、科学的データに基づき、お客様に満足いただける安全な製品の開発と改善に努め、品質に責任を持ちます。

2. 製品情報の提供

私たちは、お客様、取引先が製品を適切に使用し取り扱うことができるように、必要な情報を的確かつ積極的に提供します。

3. 公正、公平な取引

私たちは、すべてのお客様、取引先に対し、競争法をはじめとする関連法令等を遵守し、公正かつ公平な取引を行います。

4. 過度な贈答・接待行為の供与・授受の禁止

私たちは、取引に関連して贈答・接待を行うまたは受ける場合、法令等を遵守するとともに、健全な商習慣や社会通念に照らし節度をもってあたります。また、政治・行政と健全な関係を構築し、贈賄等の不正行為をしません。

5. 人権の尊重

私たちは、国際的に認められた人権を尊重し、性別、年齢、国籍、人種、宗教、障がい、民族、肌の色、文化、思想、信条、政治的見解、性的指向といった多様性を認め、尊重します。

6. 利益相反の禁止

私たちは、職務上の地位や業務上知り得た情報を利用して、個人的利益を追求せず、会社の利益と相反するような行為をしません。

7. 会社資産の適切な保護・有効活用

私たちは、知的財産を含む会社資産を適切に保護し、有効に活用して企業価値を高めるよう努めます。

8. 業務改善に向けた積極的な取り組み

私たちは、業務に対して強い責任感を持ち、常に自己研鑽と自己改革に努め、担当業務の改善に取り組めます。

9. 反社会的勢力の排除

私たちは、反社会的勢力より利益供与等の要求があった場合、関連機関等と連携のうえ、断固とした態度で臨み、不当な要求に応じません。

10. 危機対応の徹底

私たちは、安全操業に徹します。万一、事故、災害等が起きた場合またはテロやサイバー攻撃等を受けた場合は、定められたルールに則り、対応組織を機能させて速やかに関係先に情報を提供・報告し、必要な処置を講じます。

第2章 社会との関係についての行動基準

11. 各国・各地域の文化・宗教・伝統等の尊重

私たちは、事業活動において、各国・各地域の関連法令等を遵守し、国際規範および文化・宗教・伝統等を尊重します。

12. 社会貢献活動

私たちは、ボランティア活動や社会福祉活動への参加、助成、事業活動を通じた社会貢献活動を行います。

13. 地域社会との交流

私たちは、地域社会の一員として、団体および行事に積極的に参加し、地域の人々との交流を深めます。

14. 適時適切な情報の開示

私たちは、経営方針、財務・非財務のデータ等の企業情報を、社内手続きに従い、ステークホルダーに積極的に開示します。

15. 環境との共生

私たちは、自然との調和を図った豊かで健康的な社会を維持するため、環境に与える影響を評価し、省資源・省エネルギーをはじめとする気候変動対策に積極的に取り組み、技術開発に努めます。

16. 環境保全の取り組み

私たちは、環境保全を図るため、関連法令、協定、社内規則等を、業務のすべての段階で遵守します。

第3章 情報の取り扱いについての行動基準

17. 企業情報の保護

私たちは、会社の保有する有形・無形の情報を、適正に管理し、行動憲章に基づき保護します。また、業務に必要な範囲を超えて、情報を開示又は利用しません。

18. 個人情報の保護

私たちは、個人情報の重要性を認識し、当社で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を、個人情報に関する法令及び社内規程等を遵守し適切に行います。

19. 情報システムの適切な利用

私たちは、会社のパソコン等の情報機器、情報システム、ネットワークシステムを、適切かつ有効に使用し、不正な目的に使用しません。

20. インサイダー取引の禁止

私たちは、日本化薬グループや他社の未公表の情報を利用した株式等の有価証券の売買を行いません。

21. 他者の権利の尊重

私たちは、他者の知的財産等の権利を尊重します。また、情報を不正な手段で入手・利用しません。

第4章 会社と個人との関係についての行動基準

22. 労働環境の保持

私たちは、労働関連法令、労働安全衛生関連法令、労働協約、社内規則等を遵守し、安全・清潔で明るく、生き生きとした働きやすい職場環境を確保します。また、創造的、効率的に業務を遂行できる環境を整え、ワーク・ライフ・バランスを推進します。

23. ハラスメントの禁止

私たちは、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等の健全な職場環境の実現を妨げる行為を行いません。

A-3. 日本化薬グループ人権方針

日本化薬グループは、自らの事業活動において影響を受けるすべての人々の人権を擁護することを責務として認識しています。

そのため、人権尊重の取り組みをグループ全体で推進することを目的として、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく、日本化薬グループ人権方針（以下、本方針）をここに定めます。

日本化薬グループはステークホルダーの期待に応え、事業を通じて社会へ貢献することを企業ビジョン **KAYAKU spirit** の中で掲げています。また、**KAYAKU spirit** を実現するための行動規範として、「日本化薬グループ行動憲章・行動基準」を定め、あらゆる企業活動において、基本的人権を尊重し法令を遵守し、公正な事業活動を行い、すべてのステークホルダーの信頼に応え、幸せやうれしさを提供できる会社を目指していきます。

1. 人権に対する基本的な考え方

本方針は、日本化薬グループが企業ビジョン **KAYAKU spirit** に基づき、すべてのステークホルダーの信頼に応えるため、人権尊重の取り組みを約束するものです。私たちは国連の「国際人権章典」（「世界人権宣言」「市民的および政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」）「先住民の権利に関する国際連合宣言」や、「OECD 多国籍企業行動指針」「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」および、国連児童基金（UNICEF）、国連グローバル・コンパクト、セーブ・ザ・チルドレンの「子どもの権利とビジネス原則」などの人権に関わる国際規範を支持し尊重します。さらに、国連グローバル・コンパクト署名企業として国連グローバル・コンパクトの 10 原則を支持し尊重しています。

2. 事業活動を通じた人権尊重

2.1 差別・ハラスメントの禁止

日本化薬グループは、性別・年齢・国籍・人種・宗教・障がい・出身・祖先・信条・政治的見解・性的指向・婚姻の有無・雇用形態その他の差異に基づく差別およびハラスメント行為を容認しません。

2.2 適正な労働時間

日本化薬グループは、適用される法令に従い、従業員の労働時間、休日、休暇を適切に管理します。

2.3 公正で公平な報酬

日本化薬グループは、従業員に対して公正で公平な報酬を支払います。また、最低賃金、残業、および法的に義務づけられている福利厚生に関する法律など、適用される法令を遵守し、従業員が生活水準を一定以上に保てるよう、最低賃金を超える報酬を支払います。

2.4 結社の自由と団体交渉権

日本化薬グループは、各国・地域の法令や労働慣行を踏まえ、労使関係における従業員の結社の自由および団体交渉権を尊重します。

2.5 強制労働の禁止

日本化薬グループは、強制労働を容認しません。また、債務労働や人身取引を含む、いかなる形態の現代奴隷も容認しません。

2.6 児童労働の禁止

日本化薬グループは、児童労働を容認せず、法に定められた最低就業年齢を守ります。また、18歳未満の者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させません。

2.7 労働安全衛生

日本化薬グループは、適用される法令に従い、一人ひとりが健康かつ安全に、そして安心して働き続けられる職場環境を整備します。

2.8 地域住民への影響

日本化薬グループは、地域住民の安全や健康への負の影響防止のため、汚染の予防、水ストレスをはじめ、人権についての影響評価を行い、リスクの回避及び影響の軽減に向け国際規範に則り、必要な対応を実行します。

3. 適用範囲

本方針は、日本化薬グループのすべての役員と従業員に適用します。加えて、日本化薬グループは、自社の事業活動・製品・サービスに関係するすべての取引関係者（ビジネスパートナー）に対しても、本方針の遵守を求めます。

4. 人権尊重の責任

日本化薬グループは、自らの事業活動において人権への負の影響を及ぼす可能性を完全には排除できないことを認識しています。私たちは、自らの事業活動において影響を受ける人々の人権を侵害しないこと、また自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切な対応をとることにより、人権尊重の責任を果たし、責任あるサプライチェーンを築いていきます。

5. 人権デュー・ディリジェンス

日本化薬グループは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、日本化薬グループが社会に与える人権に対する負の影響を特定し、その未然防止および軽減を図ります。

6. 対話・協議

日本化薬グループは、自らの事業活動において人権への影響に適切に対応していくために、

自らの事業活動において人権への影響を受けるあるいは受ける可能性があるステークホルダーの視点から理解することが重要であると考えています。本方針を実行する過程において、独立した外部からの人権に関する専門知識を活用し、ステークホルダーとの対話と協議を真摯に行います。

7. 教育・研修

日本化薬グループは、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、適切な教育・研修を行います。

8. 救済

日本化薬グループの事業活動が、人権に対する負の影響を引き起こしたことが認められる場合、あるいは取引関係者等を通じた関与が明らかとなった、または関与が疑われる場合には、適切な調査を行ったうえで、必要に応じて国際基準に基づいた対話と適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

9. 責任者

日本化薬グループは、本方針の実行に責任を持つ担当役員を明確にし、実施状況を監督します。

10. 情報開示

日本化薬グループは、自らの人権尊重の取り組みの進捗状況およびその結果を、ウェブサイトなどで開示します。

11. 適用法令

日本化薬グループは、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守します。国際的に認められた人権と各国の法令に矛盾がある場合には、国際的な人権原則を最大限に尊重するための方法を追求します。

本方針は、当社の取締役会にて決議し、代表取締役社長により署名されています。

A-4. 日本化薬グループ贈収賄防止基本方針

I. 前文

日本化薬は、贈収賄の未然防止に関する基本的な考え方、適用範囲および遵守すべきルールを社内外へ明らかにするため、「日本化薬グループ贈収賄防止基本方針（以下、本基本方針）」を策定しました。本基本方針は、日本化薬グループのすべての役員および従業員（社員・準社員・契約社員・顧問・嘱託・パート・アルバイト等）に適用されます。

II. 概要

日本化薬グループは、企業ビジョン KAYAKU spirit「最良の製品を不断の進歩と良心の結合により社会に提供し続けること」の実現に向け、高い倫理観を持ちながら、経営戦略と一体となったサステナブル経営を実践するために、日本化薬グループ行動憲章・行動基準を策定しています。この行動憲章・行動基準には、「すべての事業活動において、競争法をはじめとする関連法令やその精神ならびに社内規則等を遵守し、公正、透明、自由な競争を行います。また、政治、行政との健全な関係を保ちます。」ならびに、「各国・各地域の関連法令等を遵守し、国際規範および文化・宗教・伝統等を尊重します」と定めています。

さらに、日本化薬グループは事業のグローバル展開が年々進む中、国内外での贈収賄防止体制の整備・強化をグループ全体で取り組むべき重要課題と考えています。

III. 宣言

日本化薬グループは、日本の不正競争防止法、米国の海外腐敗行為防止法 (Foreign Corrupt Practices Act:FCPA)、英国の贈収賄法 (Bribery Act:UKBA)、中国の商業賄賂規制をはじめ、日本化薬グループが事業を展開する各国・各地域の贈収賄を防止する法令・規制を遵守します。また、日本の国家公務員倫理法・国家公務員倫理規定およびこれらに準じる特殊法人・地方公共団体等の定める倫理関連規定や、各国の公務員等^{*1} に関する法令等に違反するような行為を行いません。

IV. 遵守事項

1. 公務員等に対する贈賄の禁止

国内外の公務員またはこれに準じる立場の者（以下「公務員等」）の職務行為に影響を及ぼすことを目的とし、当該公務員等に直接あるいは間接に関わらず、不正な接待・贈答・便益その他の経済的な利益^{*2} の供与、申し出または約束は一切行いません。

国内外で公務員等から不正な接待・贈答・便益その他の経済的な利益の供与を要求された場合は、これを拒絶し、状況に応じて関係機関に連絡します。

2. 中間業者への支払い

日本化薬グループが業務を委託する請負業者、代理業者、コンサルタント、卸売業

者などの中間業者への支払いおよびその一部が、公務員等への不正な働きかけ等に流用されること、またはその可能性があることを知った場合、支払いは行いません。

3. 公務員等以外の取引先様に対する接待・贈答

国内外を問わず、公務員等に該当しない取引先様、またはその役職員にも各国法、業界コード、社内規程等を遵守し、社会通念上妥当な範囲を超えた接待・贈答・便益その他の経済的な利益の供与は行いません。

4. 被接待・被贈答

取引先様からの過剰な接待や社会的儀礼の範囲を超える金品の贈答は受けません。

5. 寄付行為

不正にビジネス上の便益を得たり、確保する目的で、助成金、政治献金等の寄付行為は行いません。

6. 記録の管理

贈収賄行為が行われていないことを証明できるよう、すべての取引および資産の処分について適宜・正確に会計記録を作成し、保管します。

取引先様へのお願い

本基本方針は日本化薬グループの贈収賄防止に関する考え方をまとめたものであり、本基本方針の実行には、取引先様のご理解とご協力が不可欠であると考えています。

日本化薬グループでは、公務員等と接触する可能性のある請負業者、代理業者、コンサルタント、卸売業者などの中間業者につきましては、新規起用時や契約更新時に本基本方針を理解いただき、本基本方針および贈収賄防止を含む関連法規等を遵守する条項を含んだ契約書の締結をお願いさせていただきます。

本基本方針および関連法規等に違反する行為、または違反が疑われる行為が認められた場合は、取引のある日本化薬グループ各社にご連絡ください。

また、違反行為または違反が疑われる行為に関し、日本化薬グループ各社または、関係当局による調査にはご協力いただきますようお願いいたします。

*1「公務員等」とは、各国・地域の立法・行政・司法その他の公的業務を担う者およびその候補者、政府機関の役人および政府が所有・運用する企業その他の団体職員、政党の役職員、各国・地域やその政府により構成される公的国際機関の役職員をいいます。

*2「贈答・便益その他の経済的な利益」とは、現金と同等のもの、贈答品・サービス・雇用・ローン・旅費・飲食・招待（スポーツ観戦や観劇、旅行）・寄付・日当・謝礼等、その名目を問わず利益になるものがすべて含まれます。ただし、各国・地域に適用されている腐敗行為・贈収賄防止法令等において適法かつ健全な商習慣、社会通念に照らし節度ある範囲内である場合は除きます。

A-5. 環境・健康・安全と品質に関する宣言

私たち日本化薬グループは、**KAYAKU spirit**「最良の製品を不断の進歩と良心の結合により社会に提供し続けること」に基づき、「生命と健康を守り、豊かな暮らしを支える」持続可能な社会の実現に貢献する企業として活動します。

基本方針

1. 製品の研究開発から生産、流通、販売、リサイクル、廃棄に至るまでのライフサイクル全体に渡り、環境・健康・安全の維持と改善に努めます。
2. 廃棄物の削減と適正処理、資源（エネルギー、水、原材料）使用量の削減、および気候変動対策（温室効果ガス排出量の削減）を推進し、汚染防止、生物多様性および環境の保全に取り組みます。
3. 製品の安全な使用と取り扱いおよび環境の保全に必要な情報を取引先に積極的に提供します。
4. 製品はもとより業務プロセスの品質を高め顧客満足度の向上を図ります。
5. 教育訓練を通して従業員の見識と能力を高め、無公害、無災害、無事故および品質の向上を達成します。
6. 事業活動について正しい理解が得られるよう情報を開示し、市民の方々や行政当局との対話に努めます。

B 日本化薬グループ調達方針

B-1. 購買理念

日本化薬グループは、**KAYAKU spirit** を実現するために「お取引先は最良の製品づくりの大切なビジネスパートナー」との考えに立ち、お取引先と相互の持続的な発展を目指してまいります。購買活動におきましては、法令や社会規範を遵守するとともに、購買基本方針に基づき公平・公正で誠実な取引を行います。

B-2. 購買基本方針

(法令・規範の順守、行動基準との適合性)

1. 日本化薬グループは、購買活動の実施に際し、関連法令や規範を遵守いたします。
2. 日本化薬グループは、購買活動の適格性に関して、日本化薬グループの行動規範である、日本化薬グループ行動憲章・行動基準に基づいて判断いたします。

(門戸の解放、公正・公平な取引、取引の透明性)

3. 日本化薬グループは、購買活動の執行に際し、国内外のお取引先に広く門戸を開放し、公正・公平な取引を行います。
4. 日本化薬グループは、資材業務規程に従い電子的購買システムまたは文書により適正な手続きにて購買活動の透明性を確保します。

(お取引先とのパートナーシップ)

5. 日本化薬グループは、お取引先と相互理解と信頼関係に基づくパートナーシップを構築し、お互いの持続的な発展を目指して参ります。

(情報の保護)

6. 日本化薬グループは、業務上取得したお取引先に関する情報を適切に保護し、漏洩防止に努めます。

(地球環境への配慮)

7. 日本化薬グループは、地球環境に配慮した商品、原材料の調達を推進します。

(取引先選定に関する基本方針)

8. 日本化薬グループは、品質・価格・納期等の経済性と共に、お取引先の経営基盤、技術競争力、安定供給力等を考慮して商品・原材料を選定します。
9. 日本化薬グループは、お取引先の選定に際し、法令・規範の遵守、人権の尊重、労働環境への配慮、防災・安全への取り組み、環境保全への取り組み等、持続可能な社会実現への取り組みも考慮いたします。
10. 日本化薬グループは、お取引先の選定に際し、サプライヤーの BCP (Business Continuity Plan) 等のリスク管理体制の有無を考慮いたします。

B-3. 責任ある鉱物調達に関する方針

紛争地域や高リスク地域*（以下、これらを合わせて対象地域と呼ぶ）における金、スズ、タンタル、タングステンおよびコバルト、天然マイカ（以下、鉱物）の採掘や取引から得られる利益は、紛争、児童労働・強制労働などの人権侵害、環境破壊、汚職などのリスクや不正に関わる組織の大きな資金源となっていることが懸念されています。当社は、紛争および非人道的活動などに加担しないよう、対象地域の鉱物（以下、紛争鉱物）および紛争鉱物を含む原料を使用しません。万一、紛争鉱物の使用が判明した場合は、迅速に是正策を講じます。お取引先様にも本方針に賛同いただき、当社製品に使用される原材料に紛争鉱物を使用することのないよう、協力を求めます。

*EU 紛争鉱物規則が規定する CAHRAs（Conflict-Affected and High-Risk Areas）

リスト参照 : <https://www.cahraslist.net/cahras>

2. サステナブル調達ガイドライン

このガイドラインは、日本化薬グループとそのサプライヤーがともに社会の一員として社会的責任を果たし、責任ある企業行動を実践していくために取り組むべき事項として定めたものです。サプライヤーの皆様におかれましては本ガイドラインをご理解賜り、貴社のサプライヤーの皆様への展開も含め、サプライチェーン全体でサステナブル活動を推進し、持続可能な社会の実現に向け、私たちとともに本ガイドラインに沿った取り組みを進めていただきますようお願い申し上げます。

第1部 行動規範

1. コンプライアンス

1.1 競争制限的行為の禁止

公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わない。

1.2 優越的地位の濫用の禁止

優越的地位を濫用することにより、サプライヤーに不利益を与える行為を行わない。

1.3 腐敗防止

あらゆる種類の腐敗行為（汚職、贈収賄、恐喝、および横領など）を行わない。

1.4 不適切な利益供与および受領の禁止

ステークホルダーとの関係において不適切な利益の供与や受領を行わない。

1.5 知的財産の尊重

他者の知的財産権を侵害しない。

1.6 不正行為の予防・早期発見

不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見し対応するための制度を整える。

1.7 個人情報の漏洩防止

顧客・第三者・自社従業員などすべての個人情報について、関連する法規制を遵守し適切に管理・保護する。

1.8 適切な輸出入管理

法令等で規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸出手続きを行う。

1.9 顧客・第三者の機密情報の漏洩防止

顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護する。

1.10 責任ある鉱物調達

製造している製品に、人権や環境等の社会問題を引き起こす原因となりうる鉱物を使用しない。

1.11 動物福祉

動物福祉を考慮し、実験動物を適切に取り扱い、苦痛やストレスを最小限に抑える。また、3R (Replacement (代替), Reduction (削減), Refinement (苦痛軽減)) を尊重し、動物愛護に配慮した適正な動物実験の実施に取り組む。

2. 人権と労働

2.1 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、虐待や各種ハラスメント (嫌がらせ) をはじめとする過酷で非人道的な扱いを禁止する。また、労働に従事するうえで必要な、個人的な所有物や貴重品を保管できる設備、および適切に出入りできる十分な広さの個人スペースを確保する。

2.2 差別の禁止

差別およびハラスメントをなくし、従業員からの宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮する。

2.3 労働時間

従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理し、過度な時間外労働を禁止する。また長時間労働の削減を図る。

2.4 結社の自由および団体交渉権

労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の結社の自由および団体交渉権を尊重する。

2.5 強制的な労働の禁止

すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない。

2.6 児童労働の禁止

最低就業年齢に満たない児童を雇用しない。また、18 歳未満の者を夜勤や残業など、健

康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させない。

2.7 労働災害・労働疾病

労働災害および労働疾病の状況を把握し、また適切な対策を講じる。

2.8 身体的負荷のかかる作業への配慮

身体的に負荷のかかる作業を特定のうえ災害・疾病に繋がらぬよう適切に管理する。

2.9 適切な賃金

最低賃金、残業、および法的に義務付けられている福利厚生に関する法律を含め、適用される賃金に関するすべての法律に従い、最低賃金を超える、公平で公正な報酬を従業員に支払う。

3. 安全衛生

3.1 緊急時の対応

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定の上、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底する。

3.2 施設の安全衛生

従業員の生活のために提供される施設(寮・食堂・トイレなど)の安全衛生を適切に確保する。

3.3 機械装置の安全対策

自社で使用する機械装置類に適切な安全対策を講じる。

3.4 職場の安全

職場の安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する。特に妊娠中および授乳期間中の女性従業員への合理的な配慮を行う。

3.5 職場の衛生

職場において人体に有害な生物や化学物質および騒音や悪臭などに接する状況を把握し、適切な対策を講じる。

3.6 従業員の健康管理

すべての従業員に対し、適切な健康管理を行う。

3.7 安全衛生のコミュニケーション

従業員が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を従業員が理解できる言葉・方法で提供する。また、従業員から安全に関わる意見をフィードバックする体制を構築する。

4. 環境

4.1 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムを構築し運用する。

4.2 化学物質管理

法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理する。

4.3 環境許可証／行政認可

所在国の法令等に従い、必要とされる場合は行政からの許認可を受け、また必ず要求された管理報告を行政に提出する。

4.4 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気など)

排水・汚泥・排気などに関する所在国の法令等を遵守し、また必要に応じて自主規準をもって更なる改善をする。

4.5 水、原材料等の持続可能で効率的な利用と廃棄物管理

法規制を遵守し、製造時の水、原材料等の使用量の削減、繰り返し利用、再生資源および再生部品の利用促進など適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、水、原材料等の持続可能で効率的に利用し、廃棄物の発生を最低限に抑える。

4.6 生物多様性の保全

生物多様性の保全に取り組む。

生物多様性保全活動へのアプローチとしては、①事業活動と生物多様性の関係を把握し、生物多様性の保全活動を推進すること、②生物の生息・生育環境の保全の促進、③ステークホルダーとの連携および④気候変動防止、資源の有効利用などが挙げられる。

更には、ISO14001 などの環境マネジメントシステムに生物多様性の取り組みを組み込むことで、継続的な改善（PDCA サイクル）に取り組む。

4.7 環境保全への取り組み状況の開示

環境活動の成果について、必要に応じ開示する。

4.8 エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組む。

5. 品質・製品の安全性

5.1 製品安全性の確保

自社の責任で製品設計を行う場合、製品が各国の法令等で定める安全基準を満足する。

5.2 品質マネジメントシステム

品質マネジメントシステムを構築し運用する。また製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守する。

5.3 製品に含有する化学物質の管理

すべての製品に対して、製造/輸入/使用する国・地域の法令等で指定された化学物質を管理する。

5.4 正確な製品・サービス情報の提供

消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供する。

6. 情報セキュリティ

6.1 コンピュータ・ネットワークの脅威に対する防御

コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害を与えないように管理する。

7. BCP

7.1 大規模災害への対策

事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業継続計画（BCP）マニュアルを作成する。

8. 情報開示

8.1 ステークホルダーへの情報の開示

法令等で公開を義務付けられているか否かを問わず、ステークホルダーに対して積極的に情報提供・開示を行う。

9. 社会貢献

9.1 社会・地域への貢献

国際社会・地域社会の発展に貢献できる活動を自主的に行う。

第2部 管理体制の構築

1. マネジメントシステムの構築

行動規範の遵守を実現するために、マネジメントシステムを構築する。

2. サプライヤーの管理

行動規範の要求事項をサプライヤーに伝達し、サプライヤーの規範の遵守を監視するプロセスを構築する。

3. 苦情処理メカニズムの整備

自社およびサプライチェーンの不正行為を予防するため、労働者やサプライヤーなどを含むステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを構築する。

4. 取り組み状況の開示

本ガイドラインに対する取り組み、および関連する法規制に基づく情報開示を行う。

<参考資料>

本ガイドラインの策定にあたり、以下の資料を参考にして作成しました。

- ・責任ある企業行動ガイドライン Ver. 1.0 (2020年3月)
(JEITA：一般社団法人電子情報技術産業協会)
- ・レスポンシブル・ビジネス・アライアンス (RBA) 行動規範 バージョン 7.0 (2021年)

改訂履歴

2015年 4月 制定

2021年11月 改定

2022年 6月 改定

「CSR 調達ガイドブック」から「サステナブル調達ガイドブック」といたしました。

2024年 2月 改定

「責任ある鉱物調達に関する方針」の追加および「サステナブル調達ガイドライン」に「動物福祉」・「生物多様性の保全」の項目を追加